

再稼働禁止再申請へ

仮処分求め 高浜原発で滋賀住民

関西電力高浜原発3、4号機(福井県)の再稼働禁止を求めて、滋賀県の住民が8日、大津地裁に仮処分を

申し立てることを決めた。住民らは昨年11月、同様の請求を却下されたが、再稼働に向けた手続きが進んだ

ことから緊急性が高いと判断し、今月末に申し立てる。地裁が仮処分を決定すれば、関電は当面2基の原発を再稼働できなくなる。住民らは2011年8月に高浜、大飯原発などの再稼働禁止を求める仮処分を申し立てたが、昨年11月27日、大津地裁が請求を却下した。地裁は、原発事故時の避難計画などが未整備な

点を挙げ「原子力規制委員会が早急に再稼働を容認するとは考えがたい」と指摘し、再稼働を禁じる緊急性がないと判断した。だが、規制委は昨年12月17日、高浜3、4号機の安全対策が新規基準を満たすとする審査書案をまとめ、近く正式認可する見通しとなっている。住民と弁護士は8日、大津市内で会合を開き、2基の再稼働が迫っているとの認識で一致。事故が起きれば「琵琶湖が放射性物質に汚染され、住民が危険にさらされる」などとして再度申し立てることにした。

原発の半径30キロ圏外の住民の安全対策については、規制委が安定ヨウ素剤の投与や屋内退避などの検討を続けているが具体的な結論は出ていない。住民側弁護団長の井戸謙一弁護士は朝日新聞の取材に対し「依然として事故時の対策は不完全。深刻な被害を防ぐためにも再稼働を止める緊急性がある」とし、地裁に迅速な判断を求める。同様の仮処分申請では、九州電力川内原発について鹿児島地裁が近く判断を示す見通し。福井地裁でも高浜、大飯両原発のそれぞれ3、4号機の再稼働禁止について今月28日に審理が始まる。(奥令)